

広島県告示第八百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十四年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市安佐北区可部東二丁目、可部東三丁目、可部東四丁目、可部町大字上原地内		区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		区域の表示	
可部東二丁目 (四七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東二丁目 (四七三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (二六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東三丁目 (二六三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (五七六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東三丁目 (九六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東四丁目 (二五八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (二五八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東四丁目 (二六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (二六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
可部東四丁目 (五七六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (五七六一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

可部東四丁目 (九五七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (九五七)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
可部東四丁目 (九五七―一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (九五七―一)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
可部東四丁目 (九六二―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	可部東四丁目 (九六二―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
上原(四七〇 五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	上原(四七〇 五)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
上原(五七六 〇―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり	上原(五七六 〇―二)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
根谷川支川一 〇八(一一五 八)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川一 〇八(一一五 八)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川一 〇九(五九八 隣a)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川一 〇九(五九八 隣a)	土石流	次の図のとおり
根谷川支川一 〇九(五九八 隣b)	土石流	次の図のとおり	根谷川支川一 〇九(五九八 隣b)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七隣a)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七隣a)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七隣b)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七隣b)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七隣c)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七隣c)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七隣d)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七隣d)	土石流	次の図のとおり
上原川(五九 七隣e)	土石流	次の図のとおり	上原川(五九 七隣e)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。